

東京交通新聞 2014年(平成26年)9月1日付

自治体に体制整備要請

中運局 運転代行権限移譲で

中部運輸局は8月26日、同局で管内の県を対象にした自動車運転代行業の事務・権限移譲の説明会を開催した。愛知、岐阜、福井の3県警察本部関係者なども合わせて25人が出席した。

局が保存している書類、データの移管などの引き継ぎも自治体向けに開催する」としている。

同26日は、国土交通省自動車局旅客課旅客運送適正化推進室の亀山高広課長補佐が、事務・権限移譲の背景や移譲される事務権限の内容と業務量の目安、今後のスケジュールなどについて

段階でどの部署が受け入れるのか、体制が整備されておらず、手探りの状況」と話し、今年11月までに、自治体に運転代行業の事務・権限移譲先となる部局を決めるよう指導している。

来年1月以降、事務実施マニュアルの説明や運輸支

監督の関係では、都道府県は運転代行業者に「報告・徴収」ができるほか、営業所への立ち入り検査などができる。法令違反の場合、必要な措置や指示を代行業者に行つたことを公安委員会に通知する。指示違反の場合は、公安委員会に対して営業停止命令を要請することができる。

自治体に移譲される事務

・権限内容は①都道府県公安委員会との事前協議・同意②運転代行業者からの届出の受理③都道府県公安委員会からの通知の受理④運転代行業者の監督・指示――の4つ。